

障がい者支援団体への助成金選考規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人あすたむ舎（以下「当法人」という。）が、定款第4条第3号の事業を行うに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象団体)

第2条 この規程に基づく助成金の支給対象は、社会福祉法人、特定非営利活動法人、認定特定非営利活動法人及び3年以上の公益活動を行っている団体とする。

(助成金額)

第3条 助成金額は1団体につき1件とし、30万円以内とする。なお、総額は600万円以内とする。

(選考対象)

第4条 障がい者の社会参加と自立を促進し、地域社会と共に心豊かな日常を送り、社会福祉の向上に貢献する活動とする。

- (1) 芸術、文化活動に係る活動費（音楽会、展覧会等）
- (2) スポーツ等心身の向上を図るための活動費
- (3) 地域住民と共に実施する活動費
- (4) その他本条文に合致する活動

(選考基準)

第5条 当法人の目指す「障がい者の社会参加と自立を促進し、地域社会と共に心豊かな日常を送り、共生社会の実現」という目的を最も具現化していると思われる計画であることを基準として選考する。

(助成金の使途)

第6条 助成金の使途は、選考の対象となった活動に必要な直接経費とし、人件費等は除くものとする。

(募集方法)

第7条 助成金の希望団体（以下「申請者」という。）への募集は、助成金募集要項を当法人のホームページ上に掲載することにより行う。

(実施期間)

第8条 助成金の対象となる実施期間は、助成金支給決定後1年以内とする。

(申請手続)

第9条 当法人は、公募により助成金の申請を募集するものとする。

- 2 助成金を希望する団体は、申請書をこの法人が定める申込期日までに提出するものとする。
- 3 当法人は、必要があると認めるときは、申請者に対して追加の書類等の提出を求められることができる。

(決定)

第10条 支給対象団体の決定は、選考委員会の選考を経て、理事会で決定し、理事長が決定団体に対し決定事項及び金額を文書で通知する。

(支給手続)

第11条 当法人は、前条に基づき決定した助成金を直接、団体名義の口座に送金して行うものとする。なお、振込手数料はこの法人の負担とする。

(助成金の返還)

第12条 支給決定が次の各号の一に該当すると認められる場合には、当法人は、支給した助成金の全部又は一部の返還を請求することができる。

- (1) 申請書に記載された活動を実施しなかったとき
- (2) 助成金を申請目的以外に使用したとき
- (3) 申請者の内容に虚偽の記載が判明したとき
- (4) 対象となる計画が中止になったとき
- (5) 前各号のほか、理事会が適当でないと判断したとき

(実施報告)

第13条 助成金の支給を受けた団体は、実施対象期間が終了したときは、実施報告及び収支報告等をこの財団に報告しなければならない。

(助成金対象団体の公表)

第14条 当法人は、助成を行った団体の公表を実施するものとする。

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃及びこの選考規程の実施に関する必要な事項は、理事会の決議により行うものとする。

附則

この規程は、令和5年4月3日から施行する。